



平成22年12月13日

高山市長 國島芳明

資産等報告書の作成について

政治倫理の確立のための高山市長の資産等の公開に関する条例（平成7年高山市条例第11号）第2条第1項の規定に基づき資産等報告書を別紙のとおり作成しました。

資 産 等 報 告 書

高山市長 國 島 芳 明

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
高山市西町67番地3	43.98 m <sup>2</sup>	345,860 円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。  
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。





4 預金・貯金

・ 預金

預金の総額	10,018,126	円
-------	------------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・ 貯金

貯金の総額	—————	円
-------	-------	---

(注) 普通貯金を除く。



6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(総額が100万円を超えるものに限る。)

・ 自動車

種 類	数 量
普通自動車	1台

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・ 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。



7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

飛騨高山カントリークラブ	

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	_____	円
--------	-------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	_____	円
--------	-------	---